

### ③水道メーターより家側（二次側）の漏水について

#### 【戸建の場合】

家の中や水道メーターより家側の給水装置<sup>※1</sup>（蛇口・トイレ・お風呂・給水管等）が漏水した場合は、ホームページに記載のある「水道修理当番店」または「下松市上下水道局指定給水装置工事事業者」へお客さまご自身で直接ご連絡し、修理を依頼して下さい。

費用は自己負担となります。

上記以外の業者が下松市で「給水装置の工事」を行うことはできません。

なお、お客さま自身で施工できる範囲は以下に示す「軽微な変更<sup>※2</sup>」のみになります。

#### 【アパート・マンション・賃貸物件などの場合】

建物のオーナー・管理会社へご連絡ください。

※1：給水装置とは、水道本管の分岐からお客さまの蛇口までの給水管などの給水用具のことをいいます。貯水槽以降の設備は給水装置には含まれません。

※2：軽微な変更（お客さま自身で施工が可能）…単水栓（蛇口）の交換、コマの取替、蛇口のパッキン交換

